○総務省告示第百八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十一年総務省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十一年度の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十二年四月三十日

総務大臣　原口　一博

表の上欄中「（目）電波遮へい対策事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業に限る。）」を「（目）無線システム普及支援事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業に限る。）」に改める。

○総務省告示第二号
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十二年四月十六日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月三十日

総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　長妻　昭

1　認定認証業務の名称　ビジネス認証サービスタイプ1
2　認定認証業務を行う者の名称　日本商工会議所
3　認定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）

AC88　93A9　A7B7　0CCE　7994　18F2　EB00　D752　4875　12B0

○法務省告示第二百六号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百二十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年四月三十日

法務大臣　千葉　景子

指定の効力が生ずる日

平成二十二年五月二十四日

登記所	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が長野地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の長野地方法務局及び飯田支局、諏訪支局及び伊那支局	平成二十二年五月三十一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が静岡地方法務局沼津支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の静岡地方法務局及び富士宮出張所	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が和歌山地方法務局湯浅出張所	平成二十二年五月十七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の津地方法務局鈴鹿出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が広島法務局及び可部出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が福岡法務局筑紫支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が福岡法務局北九州支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局田川支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の商業登記の事務が熊本地方法務局天草支局

平成二十二年五月二十四日

平成二十二年五月六日

平成二十二年五月六日

平成二十二年五月三十一日

附　則

この告示は、平成二十二年四月三十日から施行する。

○外務省告示第二百三十六号

平成二十二年三月九日にリマで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年三月二十五日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者

日本側　目賀田周一郎在ペルー大使
ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十二年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第二百三十七号

平成二十二年三月九日にリマで、新マカラ国際橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年三月二十五日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　新マカラ国際橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億円
3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　目賀田周一郎在ペルー大使
ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十二年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文